

○大隅肝属広域事務組合介護認定審査会に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び大隅肝属広域事務組合介護認定審査会の委員の定数を定める条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第3号）に定めるもののほか、介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し必要な事項を定める。

(合議体の数)

第2条 認定審査会に設置する合議体の数は、50以内とする。

(一合議体の委員数)

第3条 一合議体の委員数は、5人以内とする。

(合議体の招集)

第4条 合議体は、合議体の長が招集する。

(合議体の長)

第5条 合議体の長は、合議体の議長となり、議事を整理する。

2 合議体の長が合議体に出席できないときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(認定審査会の業務の受託)

第6条 認定審査会は、法に定める審査判定業務を行うほか、介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の生活保護の被保険者に係る介護扶助の決定のための審査判定業務を受託することができる。

(庶務)

第7条 認定審査会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、会長が認定審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に肝属地区介護保険組合認定審査会の委員である者は、引き続きこの条例による委員とみなす。